

# 第一経営熊谷事務所ニュース2018年1月号

熊谷事務所運営委員会

## 1月の税務カレンダー

- ☆平成29年11月決算法人の確定申告
- ☆5月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・原則1月10日 納期の特例1月22日まで納付
- ☆償却資産税の申告・・・1月31日
- ☆給与支払い報告書の提出・・・1月31日
- ☆支払調書の提出・・・1月31日



【税務耳より情報】

## 〈新年のご挨拶〉

新年あけましておめでとうございます！今年、戌年、皆様にとってワンダフルな年になりますように、ご祈念申し上げます。

2019年10月から消費税が10%になります。過去において、消費税が増税されたときは、消費需要の落ち込み、また価格転嫁ができない事業者が続出し、中小企業の経営状況は、悪化に追い込まれました。また今回インボイスの導入で課税事業者を選択しないと取引から排除される事態が予想されます。中小企業の発展こそが、日本経済の礎です。消費税は、国民生活と中小企業の経営にダメージを与えます。消費税増税廃止に向けて皆様とご一緒に奮闘する所存です。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

熊谷事務所 所長 柿沼和歌枝

## 〈2018年税制改正閣議決定〉

昨年12月22日、「2018年税制改正要綱」が閣議決定されました。今後、今年3月末までに国会で議論され、国会で成立した後で、予定では、4月1日からの施行となります。主な内容は、以下の通りです。

- 所得税の基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き下げ
- 事業承継税制の見直し
- タックスヘイブン対策税制の見直し
- たばこ税の見直しなどです。中小企業税制では、「事業承継税制」が目玉となります。

今後その詳細を、熊谷事務所ニュースでお知らせしてゆきます。



《社労士法人よりお知らせ》

## 無期転換ルールの特例について

平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、「無期転換ルール」が規定されました。無期転換ルールとは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールです。

通算5年のカウントは平成25年4月施行から5年を迎える平成30年4月1日以降に開始した有期労働契約(パート・アルバイト問わず)が対象です。

多くの有期契約労働者の方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。無期転換ルールの適用にあたっては、有期雇用特別措置法により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。認定を受けるためには、本社を管轄する労働局に対し申請を行う必要がありますが、労働局において審査を行うため、申請から認定を受けるまでには一定期間を要します。現在、この特例に関する申請が全国的に増加しており、管内に本社の多い東京、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪、福岡労働局においては特に申請が急増していることから、認定を受けるまでには通常よりも時間がかかる場合があります。このため、平成30年3月末日までに認定を受けることを希望される場合は、全ての労働局において、平成30年1月までに申請していただきますようお願い致します。詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されております。

## 《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、本庄市のNINOKURA(二の倉)さん。場所は、本庄市千代田4-2-4 電話0495-24-7878。元味噌倉を改装した雰囲気の良いカフェです。写真は、豆ごぜん。野菜を中心とした小鉢がたくさんついています。お豆の入ったご飯も美味しいです。古民家カフェで居心地の良い空間で、お茶も楽しめます。営業時間11:00~15:30で定休日は、第3日曜日です。

是非お近くの方は、ランチでもいかがですか。

